

小樽市パートナーシップ宣誓制度（案）について

1. これまでの経緯

従来、制度の導入には社会全体の理解の浸透が不可欠との考えから、理解促進の啓発活動に努めてきましたが、令和3年11月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」において、74.4%の方が「LGBT」という言葉を認知し、49.5%の方が、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会にするために必要な施策として「パートナーシップ制度の導入」と回答したことから、一定程度の市民理解が進んでいると判断し、第3次小樽市男女共同参画基本計画の中に「パートナーシップ制度の導入」を位置付けました。令和6年1月の導入に向け、小樽市男女共同参画推進市民会議等での議論を踏まえ、制度案を策定したものです。

2. 制度の趣旨

社会通念や慣習の中で社会的に作り上げられた固定観念による差別や偏見により深刻な困難を感じている人がいます。パートナーシップ宣誓制度は、人生のパートナーとして歩む性的マイノリティを公的に承認することにより、生活上の困りごとの軽減や当事者の方々の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的として導入するものです。

また、本制度の導入により、性の多様性に関する市民の理解が深まり、お互いの人権を尊重する意識が醸成され、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会が実現することを目指します。

3. 制度の概要

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力しあうことを約束した関係である旨を「パートナーシップ宣誓書」として提出し、市長がその関係を承認して宣誓書受領証及び受領カードを交付することにより、二人がパートナーである（婚姻に相当する関係である）ことを証明します。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではなく、国の法律で定める相続や税控除などありませんが、市で行う手続等で利用できるものがあります。

4. 宣誓対象者の要件

一方又は双方が性的マイノリティである二人で、以下の項目をすべて満たしている必要があります。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

ウ 双方が宣誓日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

- (3) 配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係を含む）又は宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 二人の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組を除く。

5. 宣誓の手続

【宣誓の事前予約】

宣誓を希望する場合、宣誓予定日の原則一週間前までに、宣誓日を予約してください。

宣誓可能日時：月曜日～金曜日（12/29～1/3、祝日を除く）の午前9時～午後5時

○予約連絡先及び宣誓場所

小樽市生活環境部男女共同参画課（小樽市花園2丁目10番18号 小樽市勤労女性センター内）

【宣誓日当日】

本人確認書類と必要書類を持参の上、宣誓をする二人で、宣誓場所の勤労女性センターへお越しください。書類等の確認後、市職員立会いの下、「小樽市パートナーシップ宣誓書」に署名していただきます（個室で対応します。）。

6. 宣誓に必要な書類

○本人を確認できる書類

- ・個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など官公署が発行した顔写真付き証明書等 ～ 1点の提示
- ・健康保険証、年金手帳など本人が確認できる証明書等 ～ 2点の提示

○現住所を確認する書類

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

○配偶者がいないことを証明する書類

- ・戸籍抄本など（3か月以内に発行されたもの）

※宣誓時に一方又は双方が小樽市内に住所がない場合は、3か月以内に転入を予定していることが分かる書類（転出証明書の写しや賃貸借契約書の写しなど）を添付して提出してください。この場合、一旦「パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」を交付し、市内転居後に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出することにより、宣誓書受領証等を交付します。

※性別違和等の理由（戸籍上の性と自認する性が異なるとき、例えば戸籍上は男性だが、性自認は女性である方が、通称として女性名を使用している場合など。）により「通称名」の使用を希望する場合は、日常生活において通称を使用していることが確認できる書類を提出

できるときに限り、宣誓書への署名に通称名を使用でき、また宣誓書受領証等に通称名と戸籍の氏名の両方を記載します。

(例) 社員証、給与明細、通帳、公共料金の請求書、学生証、在学証明書、病院の診察券、郵便物など

※宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子の氏名を、宣誓書受領証等へ記載を希望する場合は、「子に関する届出書」に、戸籍抄本や続柄の記載のある住民票の写し等の当該子との関係や年齢、同居の事実が確認できる書類を添えて提出してください。

※外国籍の方の場合は、在日大使館や総領事館の発行する婚姻要件具備証明書などの配偶者がいないことを確認できる書類とその日本語翻訳を提出してください。

7. 交付する書類

提出された書類等を審査の上、おおむね1週間後に発行します。

- ・小樽市パートナーシップ宣誓書受領証（A4版） 1枚
- ・小樽市パートナーシップ宣誓書受領カード（カードサイズ） 2枚

【留意事項】

- ・宣誓書受領証等は法的な効力を有するものではありません。
- ・宣誓書受領証等の交付は無料ですが、必要な添付書類の交付手数料は自己負担となります。

8. 宣誓書受領証・受領カードの再交付等

【再交付】

紛失や毀損、汚損などの場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」に必要書類を添付し提出することにより、再交付を申請することができます。市は、交付済の受領証等と引き換えに再交付します（ただし、紛失その他やむを得ない理由があると認められるときを除く）。

【記載事項の変更】

住所や氏名など宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓書記載事項変更届」に必要書類を添付し提出することにより、記載事項を変更することができます。

9. 宣誓書受領証・受領カードの返還・取消

【受領証の返還】

次の事項に該当する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」に受領証等を添えて返還しなければなりません。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出したとき又は双方が市外に転出した場合において、他の自治体との相互利用の手続をしたときを除く。
- (3) 一方が亡くなったとき。
- (4) 宣誓対象者の要件に該当しなくなったとき。

【証明の取消し】

虚偽その他の不正な方法により宣誓書受領証等の交付を受けた場合又は宣誓書受領証等を不正に使用した場合は、パートナーシップの承認を取り消すことがあります。

10. 他の自治体との相互利用

下記の自治体へ転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領書等継続使用申請書」を市長に提出することにより、本市の宣誓書受領証等を継続して使用することができます。

【道内パートナーシップ制度導入済自治体】

・札幌市 ・江別市 ・北見市 ・苫小牧市 ・函館市 ・帯広市 ・北斗市 ・岩見沢市

※制度開始となる令和6年1月からの相互利用へ向け、各市とそれぞれパートナーシップ宣誓制度に関する協定の締結について進めていきます。

11. 利用可能となる手続等

パートナーシップ宣誓を行うことにより利用可能となる、市で行う手続等については、現在、庁内各部と調整中であり、10月に決定する予定です。

12. 今後の予定

9月	利用可能となる手続等についての庁内調整
10月	パブリックコメント募集 利用可能となる手続等について決定
11～12月	小樽市男女共同参画行政推進本部幹事会及び本部会議による審議 小樽市男女共同参画推進市民会議による協議 小樽市男女共同参画行政推進本部幹事会及び本部会議による審議
12月中旬	要綱完成
下旬	議会への完成報告
R6年1月	制度導入